

区域図 1/3

別府東町地区

新池

中国自動車道

名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
別府東町地区	条例別表第3の3の項 地域活力再生等区域	・別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物	
		・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物	
		・別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物	
		・別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））で建築できる建築物	
自治会区域界			

81.9



1/2500

0 50 125m

77.2

唐岡池

餅池

81.3

柿木谷上池

柿木谷下

確認

- 7. 2. 21

兵庫県建築指導課

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」

木谷下池

78.8

赤池

二ツ池

上池

池下池

78.3

中池

大沢池

確認

-7.2.21

兵庫県建築指導課

名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
別府東町地区	条例別表第3の3の項 地域活力再生等区域	・別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物	
		・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物	
		・別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物	
		・別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））で建築できる建築物	
自治会区域界			

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」

76.1

前池

